

## 塩釜漁港の指定施設（釜の渕泊地）に係る指定管理者の指定について

1 施設概要 施設名 塩釜漁港の指定施設（釜の渕泊地）  
所在地 塩竈市新浜町三丁目地先

2 募集期間 令和元年 8月 1日から 9月 17日まで

3 応募団体（1団体） 塩釜市漁業協同組合

4 審査日程 第一次審査（書類審査） 令和元年 9月 25日から  
令和元年 10月 9日まで  
第二次審査（ヒアリング） 令和元年 10月 30日

5 審査方法 令和元年 10月 30日に宮城県水産林政部指定管理者選定委員会を開催し、公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条に規定する選定基準により、下記項目について審査を行い候補者を選定した。

審査項目	審査の視点	配点
計画の内容及び実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の設置目的を踏まえた管理運営方針となっているか。</li> <li>・人員体制及び配置計画は、施設の業務に十分対応できるものであるか。</li> <li>・施設の維持管理計画が適正であるか。</li> <li>・現金の取扱い等、使用料の管理は適切であるか。</li> <li>・利用者サービス向上に向けた取組計画が計画されているか。</li> <li>・利用者の増加に向けた取組がなされているか。</li> <li>・事故の防止対策、事故が発生した際の体制づくりが的確になされているか。</li> <li>・防犯及び防災に対する対応体制が適切か。</li> <li>・個人情報保護の考え方は適切か。</li> <li>・情報の管理体制は適切か。</li> </ul>	40点
申請者の能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安定的な運営が可能となる人的能力を備えているか。</li> <li>・安定的な運営が可能となる経理的な基盤を備えているか。</li> <li>・施設の管理実績は十分か。</li> <li>・事業に対する取組姿勢は適正か。</li> </ul>	40点
収支計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経費の積算、配分等が適切であり、実現性・具体性があるか。</li> <li>・宮城県の見込んでいる金額を超えていないか。</li> <li>・施設の管理、運営以外の目的に費用が計上されていないか。</li> </ul>	20点

6 選定委員の氏名等

	氏 名	所 属 ・ 職
委員長	佐藤 靖	宮城県水産林政部次長（技術担当）
副委員長	松浦 富雄	宮城県小型船安全協会顧問
委員	大越 和加	東北大学大学院農学研究科教授
委員	斎藤 まゆみ	有限会社まるきた商店代表取締役
委員	後藤 寿信	宮城県水産林政部次長（技術担当）

## 7 採点一覧表

団体名	審査項目	委員 A	委員 B	委員 C	委員 D	委員 E	合計	平均	摘要
塩釜市漁業協同組合	計画の内容及び実現性	29	26	24	26	26	131	26.2	指定管理者候補者
	申請者の能力	28	28	26	30	28	140	28.0	
	収支計画	14	13	13	13	12	65	13.0	
	合計	71	67	63	69	66	336	67.2	

## 8 指定管理者候補者の提案価格（収支計画）5年間合計

収入総額 27,200,000円（うち県指定管理料 27,200,000円）

支出総額 27,200,000円

## 9 指定管理者候補者

団体名 塩釜市漁業協同組合

代表者名 代表理事組合長 末永三郎

所在地 塩釜市新浜町三丁目30番17号

## 10 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

## 11 選定理由

- (1) 管理運営を行う人員体制が適切に計画されている。また、事務所が当該施設の近隣に存在することにより、即応体制が確保され、利用者の利便性や緊急時の対応についても、必要な知識や技能を有するなど、適正な計画であると認められた。
- (2) 当該団体は、海に精通した職員で組織され、また、これまでも指定管理者として適正に管理を行っているなど、指定管理者としての能力を十分有していると認められた。
- (3) 収支計画については、経費の節減を図り、効率的な管理運営ができるものと認められるなど、県への貢献が期待できる。

## 12 指定管理者の指定

宮城県水産林政部指定管理者選定委員会の審査結果を踏まえ、上記9の指定管理者候補者を、令和元年11月県議会の議決を経た上で、令和元年12月17日指定管理者に指定した。